

# 平成22年度 赤穂市男女共同参画プラン の実施状況を公表します

問い合わせ先 市民対話室 人権・男女共同参画係 ☎43・6818

赤穂市男女共同参画プランは、5つの基本目標を設定し、平成16年度からの10年間に取り組むべき具体的な施策を掲げています。平成22年度実施状況のうち、主なものは次のとおりです。

## 基本目標1 人権尊重と男女平等への意識改革

| 基本課題                | 施策の方向            | 事業の概要                                 | 実施状況                                | 担当課  |
|---------------------|------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|------|
| 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 | 審議会委員等への女性の参画の推進 | 女性委員のいない審議会等の解消に努め、女性の積極的な登用の働きかけを行う。 | 女性を含む機関率<br>(プラン策定時) 67.6%<br>61.3% | 関係各課 |
|                     |                  | 審議会等における女性委員比率が30%以上になるよう努める。         | 女性委員率<br>(プラン策定時) 18.8%<br>16.2%    | 関係各課 |

## 基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進

|                 |                       |  |  |       |
|-----------------|-----------------------|--|--|-------|
| 家庭生活への男女共同参画の促進 | 家事・育児・介護等についての男女協働の促進 | 男女が共に子育てに関する知識を習得する機会や場を提供し、男性の子育てへの参画促進を図る。 | 男女共同参画フォーラムの講演に男性保育士の現場から、男性の子育ての現況を学んだ。 | 市民対話室 |
|-----------------|-----------------------|--|--|-------|

## 基本目標3 働く場における男女共同参画の推進

|                      |             |  |  |     |
|----------------------|-------------|--|--|-----|
| 多様な就労形態を可能とする条件整備の推進 | 新しい就業形態への支援 | 女性問題をはじめ男女共同参画に関する情報や国内外の関連図書・資料等を収集し、市民に提供する。 | 前年に引き続き、女性問題、男女共同参画に関する関連図書、資料等を収集し、市民に提供する。年間20冊程度補充し、320冊の関連図書を保有。 | 図書館 |
|----------------------|-------------|--|--|-----|

## 基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

|                     |               |                                      |  |       |
|---------------------|---------------|--------------------------------------|--|-------|
| 男女で共に担う子育て・介護の環境づくり | 多様な子育てサービスの提供 | 放課後子ども教室を開設し、放課後の児童対策と子育てサービスの充実を図る。 | 原小学校・有年小学校に加え、赤穂西小学校・高雄小学校において新たに開設し、放課後児童対策と子育てサービス及び、地域教育力の向上を図った。               | 生涯学習課 |
| 社会的に援助を必要とする人々への支援  | 生活問題を抱える人への支援 | 経済的自立に向けた職業訓練と就業支援を推進する。             | 雇用情勢の悪化を受け職を失い生活保護を受給する者が増加しているため、生活保護自立支援プログラムを活用し、関係機関と連携のうえ、被保護世帯への就労支援を実施している。 | 社会福祉課 |

## 基本目標5 推進体制の整備

|                  |         |                             |  |       |
|------------------|---------|-----------------------------|--|-------|
| 総合的な推進体制・進行管理の充実 | 拠点施設の整備 | 女性に関する諸問題に対応するため、相談窓口を設置する。 | 女性交流センターに相談員を配置し、女性問題の相談業務を行っている。<br>電話相談 火～金 13:00～16:00<br>専門相談 第3水曜日 13:00～16:00(予約制) | 市民対話室 |
|------------------|---------|-----------------------------|--|-------|

## 赤穂市男女共同参画審議会意見

男女共同参画社会づくりについて、市役所の担当課の関係部署への働きかけだけでは、事業推進には限界がある。商工会議所との連携により市内企業における取り組みについても働きかけが必要である。市内企業の取り組みの好事例の紹介などを通じ、市内企業への意識付けを行っていくことが、職場環境や男女の雇用環境の整備につながると考えられる。

この審議会は、男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議したり、市の施策の実施状況や苦情の申し出に対して意見を述べるなどの役割をする市長の付属機関です。

事業実施状況、審議会などの詳しい内容は、市のホームページで公表しています。今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いします。